主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中田利通の上告趣意のうち、憲法三七条三項違反をいう点は、判決書に公 判期日に出席した弁護人の氏名を記載するか否かということは、憲法三七条三項と は直接関係のない事項であるから、所論違憲の主張は前提を欠き、その余は、量刑 不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六〇年六月一〇日

最高裁判所第二小法廷

次	圭		牧	裁判長裁判官
進		橋	大	裁判官
郎	六	谷	島	裁判官